令和４年度（2022 年度）　熊本市心の輪を広げる障害者理解促進事業
「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集要領

１ 趣旨

本要領は、障がい者に対する市民の理解の促進を図るため、心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和３年３月１１日付け内閣府特命担当大臣決定）に基づき実施する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集及び選考と併せて、本市が独自に行う表彰等について定める。

２ 主催

内閣府・熊本市

３ 募集テーマ

（１）心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪－障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げようー

（２）障害者週間のポスター

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

４ 応募資格

（１）心の輪を広げる体験作文

熊本市内在住で、小学生以上の者（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む)。ただし、児童生徒については、熊本市外に在住であっても、通学している学校所在地が市内である者は応募可能。

（２）障害者週間のポスター

熊本市内在住で、小学生及び中学生の者（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む)。ただし、児童生徒については、熊本市外に在住であっても、通学している学校所在地が市内である者は応募可能。

５ 募集の方法

（１）心の輪を広げる体験作文

① 作文の題名（タイトル）及び内容

タイトルは自由とする。内容は、障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は、未発表のもの１編に限る。

② 募集の区分

募集は、小学生部門、中学生部門、高校生部門及び一般部門の４部門に分けて行う。

③ 字数制限、用紙の様式等

【小学生部門及び中学生部門】４００字詰め原稿用紙２～４枚程度

【高校生部門及び一般部門】４００字詰め原稿用紙４～６枚程度

用紙は、原則として４００字詰め原稿用紙（Ｂ４判縦書き）を使用すること。

※パソコン等の電子機器による作成も可。その場合、書式は４００字詰め原稿用紙（Ｂ４判縦書き）に準じるものとする。

④ 作文の書き出し方

作文用紙は１枚目の１行目に題名、２行目に氏名、３行目から本文を書き出すこと。

（２）障害者週間のポスター

①作品の題名（タイトル）及び内容

タイトルは自由とする。内容は、障がいのある人に対する理解の促進等に資し、障がいのある人とない人の間の相互理解・交流等を造詣的表現で訴えるものとする。

また、標語その他の文字は入れないものとする。なお、応募作品は、未発表のもの１点に限る。

② 募集の区分

募集は、小学生部門及び中学生部門の２部門に分けて行う。

③ 規格、画材、作成方法等

規格は、画用紙のＢ３判（横３６４ｍｍ×縦５１５ｍｍ）又はいわゆる四つ切り（横３８２ｍｍ×縦５４２ｍｍ）を使用し、これに満たない作品は、Ｂ３判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付する。

また、作品は縦向き（縦長）のみとし、彩色画材は自由とする。

④ 送付の際の注意点

ポスターは送付の際、絶対に折らないこと。

※　応募する場合

作文、ポスターとも、別紙に題名、住所､氏名（ふりがな）､生年月日、年齢・性別､職業又は学校名（学年)、電話・ＦＡＸ番号、障がいの有無・程度、その他参考になる事項を記載して添付すること。

６ 募集期間

令和４年（２０２２）７月１日（金）から令和４年（２０２２年）９月２日（金）

※締切日必着

７ 応募先

熊本市　健康福祉局障がい者支援部　障がい保健福祉課（市役所１１階）

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号

ＴＥＬ：０９６－３２８－２５１９

ＦＡＸ：０９６－３２５－２３５８

８ 選考及び表彰

（１）応募作品の中から、各部門につき最優秀賞１点、及び優秀賞２点を決定し、令和４年（２０２２年）１０月中旬ごろ、本人又は取りまとめの学校･団体宛に通知する。

（２）本市選考による受賞者を、障害者週間（12 月 3 日から 9 日）中のイベントにおいて表彰し、賞状と副賞（図書カード）を贈呈する。

（３）各部門の最優秀賞作品を、内閣府が主催する全国の審査会に推薦する。

９ 応募作品について

（１）応募作品は原則として返却しないが、特に希望のある場合は熊本市障がい保健福祉課まで問い合わせること。

（２）市のホームページに受賞作品を公開する。

（３）令和 4 年度（202２年度）　熊本市障がい者理解促進事業の関連イベントにおいて、応募作品を使用･展示する。

１０ 個人情報の取り扱いについて

応募用紙等に記載された個人情報については、本募集に係る事務にのみ使用する。

１１ その他

本要領に定めのない事項については、「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和３年３月１１日付内閣府特命相当大臣決定)」による。